

難病患者手当の新規・継続申請はお済みですか

市内に住所があり、県で難病と認定された特定疾患（表①）、小児慢性特定疾患（表②）及び先天性血液凝固因子欠乏症等の方に、難病患者手当を支給しています。

このうち小児慢性特定疾患で現在手当受給中の方は継続

申請時期となりますので、引き続き手当の受給を希望される場合は、新たに鴻巣保健所から交付された「小児慢性特定疾患医療受給者証」をご提示ください。

難病患者手当の支給を新規申請する場合は、随時受付し

表① 特定疾患

疾病番号	疾患名	疾病番号	疾患名
01	ベーチェット病	33	特発性大腿骨頭壊死症
02	多発性硬化症	34	混合性結合組織病
03	重症筋無力症	35	原発性免疫不全症候群
04	全身性エリテマトーデス	36	特発性間質性肺炎
05	スモン	37	網膜色素変性症
06	再生不良性貧血	38	プリオン病
07	サルコイドーシス	39	肺動脈性肺高血圧症
08	筋萎縮性側索硬化症	40	神経線維腫症
09	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	41	亜急性硬化性全脳炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	42	バット・キアリ症候群
11	結節性動脈周囲炎	43	慢性血栓性肺高血圧症
12	潰瘍性大腸炎	44	ライソゾーム病(ファブリー病含む)
13	大動脈炎症候群	45	副腎白質ジストロフィー
14	ピュルガー病	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
15	天疱瘡	47	脊髄性筋萎縮症
16	脊髄小脳変性症	48	球脊髄性筋萎縮症
17	クローン病	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	50	肥大型心筋症
19	悪性関節リウマチ	51	拘束型心筋症
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)	52	ミトコンドリア病
21	アミロイドーシス	53	リンパ脈管腫症(LAM)
22	後縦靭帯骨化症	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)
23	ハンチントン病	55	黄色靭帯骨化症
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	56	脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング症、先端巨大症、下垂体機能低下症)
25	ウェグナー肉芽腫症		
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)		
28	表皮水疱症(接合型及び栄養障害型)	61	※以下の疾患は埼玉県独自の疾患です 溶血性貧血
29	膿疱性乾癬	62	橋本病
30	広範脊柱管狭窄症	64	特発性好酸球増多症候群
31	原発性胆汁性肝硬変	66	脊髄空洞症
32	重症急性膵炎	70	原発性慢性骨髄線維症
		71	原発性抗リン脂質抗体症候群

表② 小児慢性特定疾患

疾病番号	疾患群名	対象年齢
1	悪性新生物	18歳未満 (引き続き治療が必要な場合20歳未満まで延長)
2	慢性腎疾患	
3	慢性呼吸器疾患	
4	慢性心疾患	
5	内分泌疾患	
6	膠原病	
7	糖尿病	
8	先天性代謝異常	
9	血友病等血液・免疫疾患	
10	神経・筋疾患	
11	慢性消化器疾患	

がいますので、ご相談ください（他手当を受給中の方は該当にならない場合があります）。

支給額／月額5,000円

申請方法／次のものを障がい福祉課・両支所福祉グループまでお持ちください。

継続申請の方⇒9月30日(木)までに、更新された「小児慢性特定疾患医療受給者証」

新規申請の方⇒随時、「特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「指

定疾患医療受給者証」のうち、お持ちの受給者証と受給者名義の振込口座が分かるもの

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当(内線2615)

生活満足度向上を目指して「あなたがまちの主役です」 「市長への手紙・メール」の中から No.59

問い合わせ
広聴広報課
(内線2013)

市民の皆さんからお寄せいただいた手紙等をご紹介します。

(Aさんからの手紙)

私は共働きで、子どもを保育所に預けて働いています。しかし、子どもの体調が悪いときは、保育所に子どもを預けることができないうえに、仕事も休めないため、市外の病児保育を行っている施設に子どもを預け、仕事に行くことがありました。市でも、病児保育を行う施設の検討をお願いします。

(市長からの回答)

病児保育とは、保育所や幼稚園に通っているお子さんが、病気のため集団保育が困難で、保護者がどうしても仕事を休めず、家庭で保育ができない場合に、お子さんを病院等に併設された専用スペース等において一時的に預かり、看護師と保育士が医師と連携を図りながら保育を行う事業です。県内の病児保育の実施状況（平成20年度調査）ですが、病院内で医療法人が運営している施設が4か所あり、保育所内に設置してある施設はありません。ご承知のとおり、本市の保育所で病児を受け入れることについては、病院との連携や施設整備等の課題が多く、現時点での開設は難しいと考えています。しかし、今後も病児保育について、先進地等の調査・研究を行うとともに、医療機関や関係機関などに対しても、施設の設置の可能性について検討してまいります。

なお、病気回復期のため集団保育が困難な児童で、保護者の勤務等により家庭で保育を行うことができない児童の病後児保育については、「鴻巣市次世代育成行動計画(後期計画H22~26)」のとおり取り組んでまいります。

(担当：保育課保育担当)

